

**「ふじのくに愛輪号」を御利用ください**

☎ 障害福祉課 内線 2323

静岡県ボランティア協会では、移動が困難な人の社会参加の促進とボランティア活動の振興などのために、リフトつきバス「ふじのくに愛輪号」(定員36人)の貸し出しを行っています。気軽に御利用ください。ただし利用会費が必要です。

申し込み・問い合わせ

静岡県ボランティア協会へ

☎054-255-7357

**国民年金保険料の免除制度について**

☎ 国民年金課 内線 2264

国民年金保険料の納め忘れはありませんか? 保険料を納めることが困難な場合には、免除制度がありますので申請をしてください。

～免除された期間についての利点～

- その1 年金を受け取るために必要な期間として計算されます
- その2 1/3の割合で年金額に計算されます
- その3 将来、10年間までさかのぼって納めることができます

申請方法 印鑑を持参して、国民年金課へ。随時受け付けます

**～日曜納税相談～**

とき 8月3日(日) 9:00～16:00

ところ 市役所 3階

★収税課…市県民税、固定資産税の納付について

★国民健康保険課…国民健康保険税の納付について

問い合わせ 収税課 内線 2365

国民健康保険課 内線 2343

**レディースサッカー教室**

☎ 体育振興課 内線 2727

とき 9月4日～11月27日 毎週木曜日 19:00～20:30 計13回

ところ 吉原高校

対象 小学生以上の女性

定員 50人

受講料 1,500円

申し込み 8月12日までに、はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を書いて〒417富士市今泉2160吉原高校 岡田秋人 方へ

**中期 軽スポーツ教室**

☎ 体育振興課 内線 2727

とき 9月9日～11月18日 毎週火曜日 10:00～11:30 計10回

ところ 市立富士体育館、吉原市民ひろば

対象 市内在住の人

定員 70人(応募者多数の場合は抽せん)

内容 ニュースポーツ、リズム体操など

受講料 1,000円(保険料を含む)

申し込み 8月7日(木)の9:45～10:00に受講料を持参して、市役所8階第1会議室へ

**中期 さわやか健康体操教室**

☎ 体育振興課 内線 2727

ところ	と き	定 員
①	広見公民館	9/9～11/18 毎週火曜日 計10回 10:00～11:00
		9/12～11/28 毎週金曜日 計10回 • 9:30～10:30 • 10:45～11:45
	天間公民館	9/10～11/12 毎週水曜日 計10回 10:00～11:00
	元吉原公民館	9/8～12/1 毎週月曜日 計10回 • 9:30～10:30 • 10:45～11:45
②	須津公民館	9/11～11/13 毎週木曜日 計10回 • 9:30～10:30 • 10:45～11:45
	田子浦公民館	9/11～11/13 毎週木曜日 計10回 • 9:30～10:30 • 10:45～11:45
	鷹岡公民館	9/8～12/1 毎週月曜日 計10回 • 9:30～10:30 • 10:45～11:45
	富士見台公民館	9/11～11/13 毎週木曜日 計10回 10:00～11:00
	市立富士体育館	9/10～11/12 毎週水曜日 計10回 10:00～11:00 9/12～11/21 毎週金曜日 計10回 • 9:30～10:30 • 10:45～11:45

対象 市内在住の60歳以上の人

内容 ストレッチ体操、リズム体操、レクリエーション

受講料 1,000円(スポーツ安全保険料を含む)

申し込み ①は8月5日(火)、②は8月6日(水)の9:45～10:00に受講料を持参して、各会場へ(応募者多数の場合は抽せん)

\*1人1会場だけ参加できます

**御存じですか? 国民健康保険 NO.2**

**国民健康保険税とは**

国民健康保険(国保)に入ると、国民健康保険税(保険税)を納める義務が生じます。

納めた保険税は、国・県などの補助金とあわせて、皆さんが病気やけがをしたときの医療費を初め、出産育児一時金、葬祭費などの給付の費用に充てられます。

このように、保険税は国保を運営していくための重要な財源なのです。

**保険税額の決め方**

資産割、所得割、均等割、平等割の合計額が1年間の保険税額となります。ただし、合計額が48万円を超えたときには48万円にとどめます(平成9年度の場合)。

また、世帯主(世帯主が国保に加入していない場合も含みます)と、その世帯の国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が、一定の金額以下の世帯については、均等割と平等割がそれぞれ軽減される制度もあります。詳しくは問い合わせください。

**保険税の納付義務者は世帯主**

世帯主が国保加入者、非加入者であるなしにかかわらず、保険税の納付義務者は、法律で世帯主と定められています。(地方税法第703条の4)



問い合わせ  
**国民健康保険課**  
内線2336・2337